



# 宮 崎 県 公 報

平成25年12月2日(月曜日) 第 2545 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明  
について…………… (自然環境課) 1
- 土地収用法に基づく事業の認定…………… (用地対策課) 2

### 公 告

- クリーニング師試験の実施…………… (衛生管理課) 3
- 保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 3
- 大規模小売店舗の新設に関する届出 (2 件) …… (商工政策課) 4
- 土地改良区の役員の就任の届出…………… (農村整備課) 5
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… ( “ ) 5
- 土地改良区の役員の退任の届出…………… ( “ ) 5
- 土地改良区の定款変更の認可…………… ( “ ) 6
- 収去飼料等の試験結果の概要…………… (畜産振興課) 6

## 告 示

### 宮崎県告示第 695号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成25年12月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
25年-65	映画	乱交の門 むさぼり調教	荒木組 <オーピー映画>	平成25年11月21日
25 -66	映画	イノセント・ノワール	友松組 <オーピー映画>	
25 -67	映画	絶妙色洗い 玉までしゃぶれ!	浜野組 <新日本映像>	
25 -68	映画	義母昇天 家庭内SEXとは?	珠組 <新日本映像>	
25 -69	映画	捨てがたき人々	ファミリーツリー、他 <アークエンタテインメント>	
25 -70	映画	娼婦の館 突かれて濡れる	深町組 <新東宝映画>	
25 -71	映画	野蛮なやつら/SAVAGES ノーカット版 (原題) SAVAGES	東宝東和 (アメリカ)	
25 -72	映画	アメリカン・パイパイ! 完結編 俺たちの同騒会 (原題) AMERICAN REUNION	東宝東和 (アメリカ)	
25 -73	映画	ラヴレース (原題) LOVELACE	日活 (アメリカ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

### 宮崎県告示第 696号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成25年農林水産省告示第1883号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が

不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属するえびの市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。  
平成25年12月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不分明な者の氏名  
えびの市役所  
阿萬康雄、阿部春美、浦田里次、永田光子、奥松宗七、横山明子、下原文男、鎌田典子、宮崎中義、原口ハル、向江仁次郎、今別府月子、歳川直助、阪本博美、三山産業株式会社、山形直子、山本善通、酒匂紀文、小園タケマツ、小園武男、松形良正、松中和子、上脇長兵衛、清水壽子、西立野功、西立野哲男、赤塚俊子、川野彌榮、前原信雄、谷口喜文、谷口元次郎、竹内安子、中間太麓、中間從郎、中間真人、猪木育子、長倉與七郎、津貫行男、田村健、田村豊子、田代啓蔵、田代末信、二宮建二、二宮宗俊、馬場マンケサ、白坂洋子、片山美保子、木牟礼正、野田学、野田政明、領家伸行、竈門神社
- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
  - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第1883号によること。

**宮崎県告示第 697号**

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年12月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 起業者の名称  
西臼杵広域行政事務組合
- 2 事業の種類  
西臼杵広域消防庁舎建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井字城ノ平地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について  
西臼杵広域消防庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第 3 条第31号に規定する「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。  
以上から、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について  
本件事業は、西臼杵広域行政事務組合が広域消防庁舎を建設するものである。  
西臼杵郡高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町（以下「3 町」という。）では「西臼杵郡消防常備化検討会及び作業部会」を立ち上げ、一部事務組合方式での常備化が必要であるとの結論に至り、これにより 3 町は覚書を締結し常備化に向けて取り組んできた。  
起業者である西臼杵広域行政事務組合は、3 町で構成され、その規約にて消防本部に関する事務処理を行うこととしている。  
起業者は本件事業の実施にあたり、平成25年度に工事費、用地費及び補償費等の予算を計上し、平成26年度も工事費等の予

算が確保される見込みであり、事業遂行に必要な財源措置が講じられている。

以上から、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について

① 事業の施行により得られる公共の利益について

現在西臼杵郡内では消防が常備化されておらず、専門的知識を有する救急隊が存在しないため、適切な搬送、応急手当が施せない。また、郡内には重篤患者に対応できる医療機関がなく、近隣の救命センターへの患者搬送時には、その間救急業務の空白が生じてしまう。さらに、災害にかかる専門的知見からの行政指導やサービスが適用できない状況にある。

本事業の施行により、消防体制を確立することによって、高度な救急救命処置が実施でき、また、複数の車両や隊員を確保し、救急業務における重複出動が可能となる。さらに、消防訓練や立入検査等を通じ、防火対策の徹底や避難方法について指導することで、高度かつ専門的な予防業務への対応が可能となる。

② 事業の施行により失われる利益について

起業地近辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律等により、起業者が特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、起業地内に周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

③ 代替案の検討について

本件起業地の選定に当たり、3箇所の候補地について、面積等の地形的条件、用地・補償費等の経済的条件、交通の便等の社会的条件を総合的に比較した結果、起業地が事業地として最も適当と認められる。

④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第 4 号の要件への適合性について

① 事業を早期に施行する必要性

現在西臼杵郡内では消防が常備化されておらず、地域医療の格差是正、災害の予防対応のため、早急に消防を常備化し、消防体制の確立を図る必要がある。

よって本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用的手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条

各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所  
高千穂町役場総務課

**公 告**

クリーニング業法（昭和25年法律第 207号）第 7 条第 1 項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成25年12月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の期日  
平成26年2月13日（木曜日）
- 2 試験の場所及び時間
  - (1) 学科試験
    - ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ
    - イ 時間 午前10時30分から正午まで
  - (2) 実地試験
    - ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ
    - イ 時間 午後1時から午後5時まで
- 3 試験科目
  - (1) 学科試験
    - ア 公衆衛生及び衛生法規に関する知識
    - イ 洗濯物の処理に関する知識
  - (2) 実地試験  
洗濯物の処理に関する技能
- 4 受験資格  
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第 154号）附則第5項の規定により、学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）
- 5 受験手続  
試験を受けようとする者は、受験願書に試験手数料 7,200円に相当する額の宮崎県収入証紙をはり、次に掲げる書類を添えて住所地为管轄する保健所の長（県外居住者にあつては、宮崎県内の保健所の長）を経由して提出すること。
  - (1) 履歴書（学歴を詳細に記入すること。）
  - (2) 受験資格があることを証する書類（卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は厚生労働大臣の認定に係る認定書の写し）
  - (3) 写真（出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽で縦6センチメートル、横4センチメートルのもの）
- 6 受験願書の受付期間  
平成26年1月6日（月曜日）から1月20日（月曜日）まで
- 7 その他
  - (1) 宮崎県収入証紙には、消印しないこと。
  - (2) 受験者は、試験当日午前10時までに試験会場に集合すること。
  - (3) 合格者の発表は、平成26年2月28日（金曜日）午前9時から各願書提出先の保健所において行う。
  - (4) 受験手続その他については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（26）7077）に問い合わせること。

なお、文書による照会は、必ず返信用切手を同封すること。

保安林の平成25年における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成25年12月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	618.39
北川土流	土砂流出防備保安林	92.30
北川干害	干害防備保安林	1.51
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	1,988.49
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	144.99
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	9.46
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.53
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	989.74
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	24.48
五十鈴川干害	干害防備保安林	23.38
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,940.76
耳川土流	土砂流出防備保安林	112.52
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	203.65
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	46.96
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,570.36
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	99.15
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	4.14
一ツ瀬川保健	保健保安林	3.45
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	789.22
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	25.90
小丸川下流干害	干害防備保安林	0.00
小丸川下流保健	保健保安林	0.23
川内川上流水かん	水源かん養保安林	669.46
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	54.63
川内川上流防風	防風保安林	0.43
川内川上流干害	干害防備保安林	22.38
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,327.57
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	153.24
大淀川本流土崩	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流防風	防風保安林	0.66
大淀川本流干害	干害防備保安林	14.71
大淀川本流保健	保健保安林	5.35
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,593.32
本庄川土流	土砂流出防備保安林	11.20
本庄川防風	防風保安林	0.11
本庄川干害	干害防備保安林	2.74
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	875.04
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	62.95
大淀川中流干害	干害防備保安林	0.50
広渡川水かん	水源かん養保安林	612.89
広渡川土流	土砂流出防備保安林	97.20
広渡川干害	干害防備保安林	1.20

広渡川保健	保健保安林	0.23
福島川水かん	水源かん養保安林	203.20
福島川土流	土砂流出防備保安林	13.31
福島川干害	干害防備保安林	3.78

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年12月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
紳士服はるやま宮崎吉村店・バッグのあった吉村店  
宮崎市吉村町尻溝甲1148番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
はるやま商事株式会社 代表取締役 治山正史  
岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号  
株式会社熱田本店 代表取締役 熱田喜仁  
宮崎市桜ヶ丘町8番7号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
はるやま商事株式会社 代表取締役 治山正史  
岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号  
株式会社熱田本店 代表取締役 熱田喜仁  
宮崎市桜ヶ丘町8番7号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年7月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,133㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内北側及び東側 47台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
B棟北側 14台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
A棟北側（荷さばき施設No.1） 12.5㎡  
B棟南側（荷さばき施設No.2） 45㎡  
合計 57.5㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
A棟南西側（廃棄物保管施設No.1） 3.25㎡  
B棟内西側（廃棄物保管施設No.2） 3.15㎡  
合計 6.4㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後8時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
4箇所 建物敷地北側、東側及び西側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午前10時まで（荷さばき施設No.1）  
午前6時から午後8時まで（荷さばき施設No.2）
- 8 届出年月日  
平成25年11月20日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成25年12月2日から平成26年4月2日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
  - (2) 期間  
平成25年12月2日から平成26年4月2日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年12月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス大貫店  
延岡市大貫町三丁目1283番 外11筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年7月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,532㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物北側及び東側 55台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物東側 20台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物東側 50㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内南側 11.95㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地北側及び東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成25年11月20日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
平成25年12月2日から平成26年4月2日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間  
平成25年12月2日から平成26年4月2日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
- 
- 土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、西諸土地改良区（小林市、えびの市、高原町）の役員の就任について次のとおり届出があった。
- 平成25年12月2日  
宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	川崎 明	小林市細野4860番地
副理事長	前田 喜輝	小林市真方5633番地3
理事	寺師 友二	小林市北西方5350番地1
理事	高元 豊	小林市細野4982番地1
理事	大山 秋夫	小林市堤4305番地2

理事	久保 雅人	小林市南西方8775番地
理事	小原 利男	小林市真方5566番地
理事	東原 安雄	小林市野尻町三ヶ野山2165番地口
理事	田之上 健一	小林市野尻町三ヶ野山3460番地20
理事	古川 幸廣	小林市野尻町東麓2703番地
理事	井手 敦巳	小林市野尻町三ヶ野山1209番地1
副理事長	川口 三雄	えびの市大字永末1180番地2
理事	深瀬 浩一	えびの市大字大河平3219番地1
理事	笹原 淳一郎	えびの市大字東長江浦1652番地117
副理事長	丸山 崇	高原町大字蒲牟田7250番地
理事	原田 幸一	高原町大字広原6153番地
理事	邊木園 良昭	高原町大字西麓4848番地9
監事	木野 次雄	えびの市大字原田3968番地
監事	増田 義一	高原町大字蒲牟田 276番地

（任期：第1回総代会まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、三田井土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年12月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
監事	田尻 寿稔	高千穂町大字三田井4349番地

（任期：平成27年2月24日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	田崎 露男	高千穂町大字三田井3886番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、尾八重野土地改良区（えびの市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成25年12月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	丸 目 和 敏	えびの市大字東長江浦1652-28

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、押方土地改良区（高千穂町）から平成25年11月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年12月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第 7 項の規定により、検査した収去飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成25年12月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 安全性に関する検査  
該当なし
- 2 栄養成分に関する検査

(1) 平成25年度上半期に検査を行ったもの

製造事業場等の 名称及び所在地	収去 場所	飼料の 名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要										違 反 の 内 容
				水分 (%)	粗たん 白質 (%)	粗脂 肪 (%)	粗纖 維 (%)	粗灰 分 (%)	カルシ ウム (%)	りん (%)	T D N (%)	ME (kcal/ kg)	その 他 の 分 析 項 目	
えびの市農業協同組合 攪拌工場 えびの市	同左	山之口畜産 S P 配合	平成25 年 6 月	12.2	13.2	3.1	4.2	2.9	0.09	0.45	-	-	-	-
えびの市農業協同組合 攪拌工場 えびの市	同左	ナニワ牧場 F 1 後期	平成25 年 6 月	12.6	12.4	2.8	3.9	3.1	0.30	0.41	-	-	-	-
株式会社阿部商店九州支 店 宮崎工場 都城市	同左	公社保育用	平成25 年 7 月	45.3	9.4	2.3	10.6	3.9	0.35	0.16	-	-	-	-
南日本くみあい飼料株式 会社 日向工場 日向市	同左	くみあい配合 飼料 宮崎 B 78 マッ シュエコ	平成25 年 9 月	12.0	15.8	4.7	3.0	3.7	0.54	0.52	-	-	-	-
南日本くみあい飼料株式 会社 日向工場 日向市	同左	くみあい配合 飼料 宮崎 J A チキ ン仕上M	平成25 年 9 月	11.0	19.1	8.8	2.1	4.6	0.72	0.53	-	-	-	-

注 1 試験結果の概要の欄には、試験した検査項目ごとにその分析結果を記載してある。

2 試験結果の概要の欄の略号は、次のとおりである。T D N：可消化養分総量、M E：代謝エネルギー。